教育基本法　前文

一九四七年三月三十一日　施行

われらは
さきに
日本国憲法を確定し
民主的で文化的な国家を建設して
世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。

この理想の実現は
根本において教育の力にまつべきものである。

われらは
個人の尊厳を重んじ
真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに
普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を
普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り
教育の目的を明示して
新しい日本の教育の基本を確立するため
この法律を制定する。

「二十一世紀を生きるあなたの日本国憲法」（北水）より

作成・憲法サークル